

令和6年3月25日

事業者 各位

三鷹市総務部契約管理課長

### 三鷹市週休2日制工事実施要領の制定について

令和6年4月から労働基準法の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることを踏まえ、市発注工事における長時間労働の是正や休日確保に向けた労働環境の整備を進め、受注者の円滑な工事施工体制の構築を図るため、三鷹市週休2日制工事実施要領を制定しましたのでお知らせします。

#### 記

1 実施要領

別紙のとおり

2 施行日

令和6年4月1日

3 主な内容

(1) 週休2日制工事について

発注者は、受注者が週休2日(注)を確保するために必要な経費の上乗せ補正を行った上で発注を行い、受注者は、当該工事において週休2日の達成が求められる工事をいいます。

(注)対象期間において、4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいいます。

(2) 対象となる工事

市発注工事のうち、市が「週休2日制工事」として指定する工事が対象となります。市は、入札公告等の発注の際、仕様書に週休2日制対象工事である旨を記載することとします。

(3) 週休2日が未達成だった場合

工事完了後、週休2日が未達成だった場合は、契約金額のうち前述の補正分を減額して契約変更を行うこととなります。

問い合わせ先

三鷹市総務部契約管理課契約係

電話0422-29-9172 (直通)